

# 令和7年度 第2回苦小牧市子ども・子育て審議会 医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン検討部会 会議録

開催日時 令和7年11月18日（火） 18：00から18：30まで

開催場所 苦小牧市役所本庁舎2階 21会議室

## 出席者

・部会委員 8名

源津委員、片石委員、小原委員、岡田委員、緒方委員、八田委員、西森委員、山吹委員

・関係職員 8名

健康こども部長、健康こども部次長、こども育成課長、発達支援課長、こども育成課長補佐、  
こども育成課主査3名

・傍聴人 0名

・報道関係者 1名

## 1 開会

(司会)

時間となりましたので、ただいまから「令和7年度 第2回 苦小牧市子ども・子育て審議会 医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン検討部会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただく、こども育成課の桑村と申します。よろしくお願ひいたします。まずははじめに、野見山健康こども部長よりご挨拶を申し上げます。

## 2 健康こども部長挨拶

(健康こども部長)

皆様こんばんは。本日はご多忙のところ第二回の検討部会のほうにご出席をいただきまして誠にありがとうございます。さて、先に開催されました第一回の部会におきまして市のほうから素案をお示しさせていただき、活発なご議論をいただきました。誠にありがとうございました。

この間、ご指摘、ご提案いただいた点を内部で修正を含めて検討をしてきたとともに現在の検討状況をこども子育て審議会のほうにもご報告をさせていただきました。

審議会からは、人材確保への取り組みや、小学校との連携というような部分でのご意見をいただきました。発達支援課に設置の医療的ケア児相談室との一層の連携強化というものを図るとともに、医療的ケア児の受け入れに当たっては、公立園のほか法人施設において手挙げにより実施していく旨をお示しをさせていただきました。いずれにいたしましても、本検討部会ではより良いガイドラインの作成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

本日は先の検討部会でいただきましたご意見、ご提案を踏まえた新たなガイドラインの素案をお示しさせていただきます。本日大体の大枠をですね、固めたいという風に考えておりますので、委員の皆様におかれましてはそれぞれのお立場で忌憚のないご意見、ご提言を重ねてお願いを申し上げまして開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 3 会議の成立

(司会)

ここで、会議の成立について、ご報告いたします。苦小牧市子ども子育て審議会条例第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されております。同条例第7条第5項において部会への準用が規定されており、本日は、委員8人中8人と、過半数以上の委員が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に議事に入りますが、その前にマイクの使用方法について説明いたします。発言する時は挙手

をしていただき、議長に指名されたら、スピーカー下のボタンを押してください。マイク先端のランプが赤色に点灯しているのを確認してから発言してください。発言を終えたら再度スピーカー下のボタンを押してください。赤色ランプが消灯します。それでは議事に入りますが、ここからは小原会長に進行をお願いしますので、議長席へ移動して、議事進行をお願いいたします。

#### 4 議事

(議長)

それでは、ここからは、私が進めさせていただきます。本日は、議事の説明と質疑を行い、午後7時を目指して終了を予定しております。また、この審議会の議事録を苦小牧市のホームページで公開いたしますので、よろしくお願いします。では、さっそくですが、次第の3の議事に入ります。

(1) 医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

こども育成課の五十嵐です。議事(1)に入ります前に一点ご報告があります。委員の皆様には事前に配布しておりました資料を当日お持ちくださいとご案内しておりましたが、内容に一部修正がありましたことから差し替えの資料を配布させていただいております。詳細につきましては議事内にて説明します。それでは議事(1)について説明させていただきます。

資料として、前回の部会で討論いただきましたご意見を基に修正した「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン(案)」とその「修正概要」を準備しております。修正にあたりましては、いただきましたご意見を基に、苦小牧市の実態に即した内容となるよう意識して作業を実施いたしました。委員の皆様には率直なご意見をいただき、部会としてこの最終案を「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン(案)」として提出することの適否についてご検討いただきたくお願い申し上げます。

それでは資料1をご覧ください。まずは、資料1の見方について簡単に説明します。資料1は一つのご質問、ご意見につきまして、1ページにまとめております。ページ上段の表では、左から、修正前のガイドライン(案)のページ数、いただいたご質問の内容と対応した内容、ガイドライン(案)の修正概要、修正後のガイドライン(案)のページ数を示しています。いただいたご意見によりましては、ガイドライン(案)の修正箇所が複数に及ぶこともあります。この場合、「ガイドライン変更箇所」欄で複数箇所を修正しております。表の下部には修正前後のガイドライン(案)の原文やご意見をもとに新設した様式をそれぞれ記載しております。また、原文は主だったもののみを掲載しております。この後の説明では、表についてのみ説明いたしますので、委員の皆様には必要に応じて表下部の原文や実際のガイドライン(案)をご覧いただけたらと思います。

それでは資料1の1ページ目をご覧ください。修正前ガイドライン(案)7ページの項目8について、「市の役割のみが記載されているが、ここに保育所等の役割も追加してほしい」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン(案)では、2ページと7ページをそのように変更しております。目次、表題に保育所等を追加したほか、説明文の中に保育所等の役割についてその具体的な内容を追加しております。

資料1の2ページ目をご覧ください。修正前ガイドライン(案)13ページの項目2の(2)⑤について、「医療的ケア児が主治医への受診時に保育所等から主治医へ保育状況等をお伝えできる書式があるとよいと思います」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン(案)では、9ページ、13ページ、21ページ、49ページをそのように修正しております。修正内容としましては、保育所等から主治医へ保育状況等を伝達する様式「医療的ケア児 主治医等への情報提供書」を新設し、手続きの流れ、医療的ケアの実施者のうち保育所等の関係者の役割、様式に関する記載がある部分にその旨若しくは様式及び様式の取扱い方法を追加しております。当該様式の様式番号には19を附番したことから、以降の様式の様式番号を繰り下げる修正も行っております。

次に資料1の3ページをご覧ください。修正前ガイドライン(案)15ページの項目7について、

「職員の研修は看護師と保育士の両方が受けなければならないか。また、研修はいつまでに受けなければならないのか。対象者や時期を具体的に記載したほうが良いのではないか」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン（案）15ページをそのように修正しております。修正内容としましては、項番7の文中に、「研修は看護師及び保育士が受講すること、また、時期として、ならし保育終了までには受講が完了している必要がある旨追加しております。

資料1の4ページをご覧ください。修正前ガイドライン（案）15ページの項番9の④について、「医療的ケア児が医療的ケアを終了する際には園長等が受診に同行するとあるが、主治医との連携のみでよく、同行までは必要ないのではないか」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン（案）では、16ページをそのように修正しております。市としましては、医療的ケアの終了は非常に大きな決断と捉えておりますことから、「同行」という表現は残し、ご意見にありました「連携」につきましては、単に「園長あるいは看護師等が主治医の受診に同行し」と記載されていた元の文を、「同行あるいは主治医への聞き取りを行い」と選択できるような形にして反映させました。

次に資料1の5ページをご覧ください。修正前ガイドライン（案）18ページの項番4の①について、「看護師等が勤務できない場合は保護者の付き添いは必須なのか」とのご質問をいただきました。保護者の付き添いは必須であることから修正後のガイドライン（案）では、18ページをそれが明確になるように修正しております。

資料1の6ページですが、こちらは差し替え資料の6ページをご覧ください。修正前ガイドライン（案）19ページ項番5について、「緊急時及び災害時の対応とあるが、児童に急激な体調の変化がみられる場合の保護者や医療機関への情報共有の方法を具体的に記載したほうが良いのではないか」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン（案）3ページ、14ページ、19ページをそのように修正しております。修正前のガイドライン（案）では児童の体調の緊急時と災害による緊急時の対応が第3章と第4章に混在する形で記載されておりましたが、修正後のガイドライン（案）では、これを第3章と第4章に分けて記載することといたしました。第3章「保育施設での医療的ケア児の保育実施体制及び対応について」の項番6には児童の体調にかかる緊急時の対応を、第4章「保護者の了解事項」項番5には災害による緊急時の対応を示すような形に修正しております。もともと保護者及び医療機関への情報共有については第4章に記載していましたが、第3章に移しております。これに伴い、修正後のガイドライン（案）では、19ページの項番5「緊急時及び災害時の対応等について」に記載されていた児童の体調にかかる緊急時対応の記載を14ページの項番6に移し、その表題も「緊急時及び」をとり「災害時の対応について」に変更しております。この表題の変更により目次も併せて修正しております。差し替えの資料は事前に配布している資料と比べて内容や方向性に大きな違いはありません。緊急時の対応についてより明確にするために6の③につきまして、様式13に関する記述を追加したほか、様式18「アセスメント表」に事前に主治医と具体的な対応方法を整理しておく旨を追記いたしました。事前に配布している資料からの変更点は以上です。

次に資料1の8ページをご覧ください。修正前ガイドライン（案）21ページの様式19「医療的ケア実施報告書」について、「3か月ごとに報告書を作成することとなっているが1か月ごとのほうがよいのでは」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン（案）では、21ページをそのように修正しております。

次に資料1の9ページをご覧ください。修正前ガイドライン（案）21ページの様式20「医療的ケア ヒヤリハット報告書」と様式21「医療的ケア 事故報告書」について、「保育所等でのみ保管するのではなく、市とも共有する必要がある」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン（案）では、15ページと21ページをそのように修正しております。修正内容としましては、15ページの項番7「職員研修」の項番②について、「医療的ケア ヒヤリハット報告書」や「医療的ケア 事故報告書」を作成した場合は市に提出する旨の文言を追加したほか、21ページ中、同様式の提出先に、こども育成課を追加しております。

資料1の10ページをご覧ください。修正前ガイドライン（案）24ページの様式1の3枚目に

ついて、「予想される緊急時の状況及び対応欄をもう少し大きくしたほうが良いのではないか」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン（案）24ページをそのように修正しております。

資料1の11ページをご覧ください。修正前ガイドライン（案）35ページの様式8「与薬依頼書」について、「保育所等に置いておく薬と日々持ってくる薬については様式を分けたほうがよいのではないか」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン（案）では、20ページ、37ページをそのように修正しております。修正内容としましては、児童が日々持ってくる薬の受け取り、投与、返却を管理する書類を新設し、その取扱い方法について記載しました。当該様式の様式番号には9を附番したことから、以降の様式の様式番号を繰り下げる修正も行っております。

次に資料1の12ページをご覧ください、修正前のガイドライン（案）40ページの様式13「医療的ケア個別マニュアル」について「表中の表題に実施時間（目安）とあるが、実施時間だけではなく、実施に要する時間を記載する欄もあるとよい」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン（案）では、41ページをそのように修正しております。

資料1の13ページをご覧ください。修正前のガイドライン（案）42ページの様式14「医療的ケア実施記録」について、「表外に年と月を記載する欄を設け、様式を月単位で作成するとよい」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン（案）では、43ページをそのように修正しております。

資料1の14ページをご覧ください。修正前のガイドライン（案）43ページの様式14「保育のめやす」について、「表中、中程度の運動列の散歩時間は児童の成長度合いによって様々であり、中には歩かない児童もいることから、汎用性を持たせたほうがよい」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン（案）では、44ページをそのように修正しております。

資料1の15ページをご覧ください。修正前のガイドライン（案）45ページの様式16「医療的ケア児の保育にかかる緊急時対応マニュアル」について、メールアドレスを入れる欄を設けるとよい」とのご意見をいただき、修正後のガイドライン（案）では、46ページをそのように修正しております。また、「児童に急激な体調の変化がみられる場合は、その様子を撮影し、写真や動画を保護者や医療機関に共有してはどうか」とのご意見もいただきましたが、緊急時における撮影は保護者の同意や主治医の指示を受ける必要がある可能性があるほか、対応できる人員が確保できない可能性があるとの判断から今回記載を見送らせていただきました。

事務局からの説明は以上です。

(議長)

(1) 医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインについて、事務局から説明がありました。質問あればよろしくお願ひいたします。

(議長)

質問なければ、次にご意見のほうありますか。

(片石委員)

前回のガイドライン検討部会の中でたくさんの意見と質疑事項等を出させていただいた内容について、事細かに対応いただき感謝申し上げます。この内容をみて、細かく実際の現場のイメージがしやすいような内容になっておりまして安心しております。誠にありがとうございました。

(議長)

そのほか。

(議長)

質問、ご意見がないようですので、医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン検討部会として、事務局から示された案を医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインとして承認するということ

でよろしいでしょうか。全員賛成ということで承認となります。承認するということで、この内容につきましては、令和7年度の第3回苦小牧市子ども・子育て審議会で報告した後に、ガイドラインを策定する流れになりますのでよろしくお願ひします。付け加えまして、事務局のほうから何か報告ありますか。

(議長)

事務局のほうから特別ないようです。本日の議事はこれですべて終了いたしました。これまで医療的ケア児受入れガイドライン検討部会にご協力いただきありがとうございました。わずか二回でしたが、それぞれの知見と専門的分野からガイドラインの内容をご検討いただきまして、わたくし自分自身も保育に至る過程と実際の保育の場面を想像しながら医療との連携の在り方について改めて考えることができました。このガイドラインが保育所等で医療的ケア児を受け入れる際の具体的な指針となり、幼児期というライフステージに医療的ケアを受けながらも知能発達にとって多くの経験を積むことができる保育所等が増えて保護者を含めたより良い支援体制が構築されるよう皆様に引き続きご理解とご協力を願いいたします。本部会に参加いただきまして、誠にありがとうございました。

## 5 閉会

(司会)

小原会長、ありがとうございました。これをもちまして「令和7年度 第2回苦小牧市子ども・子育て審議会 医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン検討部会」を閉会いたします。本日は説明・審議にご協力いただきありがとうございました。お帰りの際、お忘れ物などないよう、お気をつけください。